

養総第 9 7 1 号
令和元年 1 0 月 2 9 日

所属長 各位

総務部長

令和 2 年度予算編成方針について（通知）

養老町予算の編成及び執行に関する規則により、令和 2 年度予算の編成方針を定め
ましたので、この方針に基づいて、歳入予算見積書・歳出予算要求書等を作成のうえ、
期限までに提出してください。

1. 国の動向

政府より8月に示された「令和2年度の地方財政の課題」では、地方団体が、少子高齢化に対応した人づくり改革や、防災・減災、国土強靱化をはじめとする暮らしの安全・安心の確保などの取組を進めるとともに、今後策定される予定の新たな「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の下においても、引き続き、地域の実情に応じ、自主性・主体性を最大限発揮して地方創生を推進することができるよう、安定的な税財政基盤を確保するとされています。

また、「新経済・財政再生計画」を踏まえ、国の取組と基調を合わせて歳出の重点化・効率化に取り組むとともに、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、令和元年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保（対前年増減率2%増）するとされています。特に地方交付税については、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、総額を適切に確保（対前年増減率4%増）するとされています。さらに、地方分権推進の基盤となる地方税収を充実確保しつつ、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築し、地方法人課税における新たな偏在是正措置により生じる財源については、地方が偏在是正の効果を実感できるよう、必要な歳出を地方財政計画に計上するなど、その全額を地方のために活用するとされています。

そのほか、業務プロセス・情報システムの標準化等の行政のスマート化に向けた取組や、Society 5.0を支えるICTインフラの整備を推進するとともに、公共施設等の適正配置や老朽化対策等の推進、財政状況の「見える化」、水道・下水道の広域化等の公営企業の経営改革など、地方団体の財政マネジメントを強化するとされています。

2. 県の動向

岐阜県の景気は、雇用・所得環境の改善が続くなかで、引き続き緩やかに回復していくことが期待されるものの、一部の業種では厳しい状況が続いているほか、先行きについては、海外景気の動向等に注視していく必要があります。

県の財政状況は、持続可能な財政運営に道筋がつきつつあるものの、県財政を取り巻く環境は、歳入・歳出ともに不透明で多くの課題があることから、引き続き行財政改革の努力を行い、節度ある財政運営に努め、財政規律を遵守する必要がある一方で、「清流の国ぎふ」創生総合戦略に盛り込まれた重要な政策課題には積極的に対応していかなければならず、持続的な財政運営と重要な政策課題への対応の双方を心掛けたメリハリの利いた予算編成を行うとされており、本町でも、引き続き

その動向を注視するとともに、補助金をはじめとした制度改正などについて情報を的確に把握する必要があります。

3. 町財政をとりまく状況

本町の財政状況については、平成 30 年度普通会計決算の実質単年度収支がマイナス 1,494 万円となり、赤字額は減少しましたが、6 年連続の赤字となりました。また、経常収支比率は 89.1%と前年度より悪化した一方で、健全化判断比率においては、実質公債費比率は 7.7%から 7.5%に、将来負担比率については 2.8 ポイント改善し 88.1%となり、県下ワースト 2 位となっています。

今後の見通しとしては、地方債の現在高の増加について平成 19 年度以降歯止めがかからず、それに伴い償還額も増加するため、財政指標の悪化が見込まれます。地方交付税においても人口減少に伴い、今後減少傾向に転じるものと推測され、財政環境が非常に厳しくなるものと危惧されます。基金の平成 30 年度末現在高については、前年度比 739 万円増の 16 億 6,450 万円となり、そのうち、財政調整基金については、9 億 6,159 万円となり県内他市町村と比較して基金残高は依然低い水準にあります。（資料 1 「養老町の財政指標（普通会計）」参照）

令和 2 年度予算では、これらの状況を十分に認識し、「第五次総合計画・基本構想」、「養老町人口ビジョン」を着実に達成するため、「第五次総合計画・後期基本計画」、「『絆を大切に作るまち養老』創生総合戦略」に沿った事業を推進するとともに、将来にわたって持続可能な財政構造を構築するため、全職員が自らの役割を自覚し、これまで以上に行財政運営の合理化、効率化に努め、町が直面している課題を認識したうえで、「令和 2 年度予算編成方針」に基づきメリハリの利いた予算編成にあたるよう最大限の努力を払ってください。

令和２年度予算編成方針

１．第五次総合計画及び養老町人口ビジョンの実現

第五次総合計画・基本構想で掲げた養老町の将来像「誇りと愛着が持てる 絆を大切にするまち 養老」の実現と、「養老町人口ビジョン」で示した人口目標を達成するため、「第五次総合計画・後期基本計画」及び「『絆を大切にするまち養老』創生総合戦略」に沿った人口減少対策や町独自の地方創生に係る事業を念頭に置き、特に、子育て支援を柱とする人口減少対策や町民の安心・安全につながる事業を重要施策に位置付けた予算編成を行うこと。

●第五次総合計画における基本構想

★「住民自治と地域協働の力」を発揮するための取り組み

- (1) 住民参画を促進する基盤づくり
- (2) 住民自治の強化
- (3) 地域協働の仕組みづくり

★「行財政改革による地域経営の力」を発揮するための取り組み

- (1) 目標管理の強化
- (2) 費用対効果と成果重視

★「分野別計画」のまちづくり施策及び施策の柱

１ 輝く人のまち【人】

- (1) 豊かな心を育むまちづくり
- (2) 地域文化を育むまちづくり
- (3) 人権の尊重と男女共同参画のまちづくり

２ 活力のあるまち【基盤】

- (1) 便利な交通網・情報基盤づくり
- (2) 快適な市街地・集落環境づくり
- (3) 活気ある産業づくり

３ 安心・安全なまち【暮らし】

- (1) 支え合うまちづくり
- (2) 環境と共生するまちづくり
- (3) 安全なまちづくり

４ 地域経営の推進

- (1) 住民主役のまちづくり
- (2) 行財政の経営(運営)

- 養老町人口ビジョンの人口目標（2040 年において 23,000 人の維持）を達成するための基本的視点

- ①人口の自然減に対する取組
- ②人口の社会減に対する取組
- ③人口減少社会に対する取組

- 「絆を大切にするまち養老」創生総合戦略の基本目標を達成するための取り組み

- 1 人が輝き、絆を育むまちづくり
- 2 活力にあふれ、便利で快適なまちづくり
- 3 ふるさと養老の魅力を生かしたまちづくり
- 4 地域協働による、安心・安全なまちづくり
- 5 広域連携による、西濃圏域の新たな魅力づくり

2. 地域自治町民会議の設立と協働の推進

協働のまちづくりを進めるため、「地域自治町民会議と養老町との協働に関する条例」に基づき、地域のことは地域で決められる新しい仕組み「地域自治町民会議」の設立を進めている。そのため、「協働の理念」の浸透を図るとともに、より多くの区域において自治町民会議の設立を促すような予算要求を行うこと。

また、設立された自治町民会議に対し、その制度を最大限活用できる予算要求を行うこと。

3. 持続可能な財政運営の推進

（1）予算配分

令和 2 年度予算編成については、予算配分（枠配分）の方式により、令和元年度予算ベース及び平成 30 年度決算等を鑑み、令和元年度当初予算の一般財源に対し 5 %を減額した上で、部局ごとに予算配分を行う。なお、各課の削減目標額は、総務課から別途通知する。

また、4 頁の重要施策（子育て支援を柱とする人口減少対策及び安心・安全につながる事業）に係る新規（拡充）事業及び特命事項に係る予算については別枠の配分とするが、それ以外の新規(拡充)事業については通常予算枠に含めて要求すること。

なお、各課で削減額の達成が困難である場合は、各部局内で調整すること。（会計課、議会事務局は総務部に含める。）

（２）財源の確保

国、県等の動向に注視し、新たな財源確保を積極的に行うこと。また、安易に町債を財源とすることを慎むこと。

４．行財政改革の推進

第２次養老町行政経営改革プラン（平成 30 年度～平成 34 年度）で定めた基本方針を積極的に推進するため、その考え方を可能な限り予算要求に反映させること。

また、余裕を持った予算計上は厳に慎み、決算の状況を反映させるなど、予算と決算の乖離の縮小に努めること。

なお、以下の視点及び事務事業評価の結果から事業内容の見直しを行い、経費全般にわたって精査することとし、その結果を予算要求に反映させること。

- ① 効果を上げるために最小限の経費となっているか。
- ② 不要・不急のものはないか。
- ③ 類似事業で統合できるものはないか。
- ④ 過剰なサービスになっていないか。
- ⑤ 外部委託することにより、経費を節減できるものはないか。
- ⑥ 委託しているもので、自前でできるものはないか。
- ⑦ 公平性の観点から、受益者負担を求めるものはないか。
- ⑧ 人員削減を想定した予算要求となっているか。

５．その他の留意点

（１）補助金の見直しについて

各種団体等に対する補助金は、平成 28 年度に見直しを実施し、原則 4 年で見直しを行うこととされているが、引き続き「補助金等の見直しの視点及び交付に関する基準」に基づき、その補助金の必要性、金額の妥当性等について検証を行うこと。

（２）事業の計画について

事業の計画に当たっては、国・県の補助金等特定財源の確保について研究し、財政負担の軽減を図ること。

既存の国・県の補助制度が廃止・縮小となった事業は、単純に一般財源へ振替えるような予算要求は厳に慎むこと。

建設事業については、計画を十分に精査し、必要最小限の規模・内容とし、同時に将来的な維持管理費についても考慮すること。なお、**施設の長寿命化等の大規模な工事や集約、移転、廃止等については、平成 29 年度に策定した「養老町公共施設等総合管理計画」に基づき要求すること。**